

議案第 33 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 52 年日出町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 12 条第 3 項」を「第 12 条第 4 項」に、「第 45 条第 2 項」を「第 45 条第 3 項」に改め、同項第 1 号中「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。